平成２７年（フ）第１７２号
神戸市西区伊川谷町有瀬1637番地の５　県住３－104号、前住所神戸市西区大沢２丁目13番地の６
債務者　杉原　義昭
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１７３号
神戸市西区竜が岡４丁目６番地の１　県住507号、前住所神戸市西区大沢２丁目13番地の６
債務者　千頭　寿裕
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１８６号
神戸市西区宮下２丁目11番15―203号
債務者　長田三代子
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１９３号
兵庫県明石市西明石町２丁目10番11号　サニーハイツ102号、前住所兵庫県明石市魚住町清水1142番地の52
債務者　山際　和子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１６８号
佐賀県三養基郡上峰町大字堤1534番地６
債務者　千々岩由美
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
佐賀市大和町大字尼寺1138番地14　エレガンス大和Ⅲ101
債務者　山田　健太
1　決定年月日時　平成27年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７８号
佐賀市大和町大字尼寺1138番地14　エレガンス大和Ⅲ101
債務者　山田　彩乃
1　決定年月日時　平成27年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０５号
佐賀市西与賀町大字高太郎424番地
債務者　江頭　香織
1　決定年月日時　平成27年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０８号
佐賀県鳥栖市桜ヶ丘町2466番地69
債務者　梅木　泰夫
1　決定年月日時　平成27年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２０号
佐賀市六座町６番３号　東号、前住所佐賀市天祐２丁目７番１号　ピースフル天祐103号室
債務者　林田祐太郎
1　決定年月日時　平成27年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２３号
佐賀市大財３丁目10番20号　ニューライフ佐賀201、前住所埼玉県川越市新宿町５丁目５番地１　ライオンズガーデン川越509号室
債務者　井手浩一郎
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２４号
佐賀県鳥栖市元町1345番地17
債務者　川副　裕子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２６号
佐賀市末広２丁目４番46号　ロイヤルハイツＢ－３、前住所佐賀市開成１丁目１番３号
債務者　フラワーショップ花山こと　菅　　長丸
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６９号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1204番地10クロノストゥエルブ高千穂22号室
債務者　佐藤　公範
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第３８号
宮城県石巻市蛇田字新立野108番地　市営新立野第一復興住宅Ｃ－101号、前住所宮城県石巻市三ツ股３丁目８番25号
債務者　後藤　久慶
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
宮城県石巻市大街道北２丁目４番11号　ハイツ大和203号、前住所宮城県石巻市三ツ股３丁目８番25号
債務者　後藤　嘉伸
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係